（　石井　通春　議員　１－　１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　平成２５年　　月　　日　　　　　時　　分受理 | 受付順位 |  |
| 発言順位 |  |
| **発　　言　　通　　告　　書**　　藤枝市議会議長　　水野　明　様　　　　　　　　　　　　　　　　　藤枝市議会議員　　　１番　石井通春　㊞　　次のとおり通知します。 |
| 発言の種類 | 代表質問　　　一般質問　　　緊急質問 |
| 一般質問方式 | 　再質問以降は（包括・一問一答）方式 |
| １. 標　題 | 子ども子育て支援新制度に藤枝市はどう向き合うか　　　　　　　　　答弁を求める者（　市長　） |
| 　昨年８月に成立した「子ども・子育て支援３法」により、平成２７年度より各市町村で新たな子育て制度を総合的に実施する事になっております。　旧自公政権時代から始まった新たな「子育て新システム」は、世論の反対で紆余曲折を経た上で前民主党政権時に成立しました。そうした過程の中で非常にシステムが複雑になりましたが、必ず譲らなかった所は公的分野である保育を産業化する所です。　新制度における市町村の役割は非常に重要です。本格実施までに、市町村が事業計画を定める事を求められており、本年１０月にはその為の「地方版、子ども子育て会議」が本市でもスタートします。２年後の施行ではありますが、その間に藤枝市がすべきことは非常に重要です。この「子ども子育て支援法」の対象は、保育園、幼稚園、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター、病児病後児保育、保育ママ、妊婦健診など、あらゆる子育て部門があてはまっておりますが、今議会では保育園と放課後児童クラブにおける現状と、新制度に向け今藤枝市がなすべき事をお伺いします。1. ２００１年、厚労省は待機児の定義を改悪しました。認可外保育所等自治体から受けられる保育のサービスを受けていれば待機児としてカウントしなくなりました。従前の基準による直近の藤枝市の待機児は何名でしょうか。
2. 横浜市では待機児がゼロになったと評判です。しかし実際は認可保育所のうち４分の１は株式会社が設置主体となっています。全国平均では２％だから突出しています。株式会社の参入自体は２０００年に解禁されましたが、一向に進まないのは、園庭のないビル内の保育所設置が公費負担で可能になる事、営利を追求する事で労働単価を引き下げ退職者が続出する事など、子どもにとって好ましくないと自治体が躊躇しているからです。一方で政府は一層の株式会社参入を促す通知を出していますが、藤枝市は認可保育所の設置主体に対する株式会社参入にどう向き合いますか。
3. 新制度実施に向けてお伺いします。父母の願いは待機児の解消です。特に多い０～２歳児の待機児が、この新制度によって解消すると考えていますか。
4. 新制度の柱は「認定こども園」です。幼稚園保育園とも認可である幼保連携型認定こども園は、今後多く作られる事が予想されます。しかし旧認定こども園法にはあった定員が新制度ではありません。子どもの安全を考える上で定員を定める事は不可欠だと思いますがいかがでしょうか。
5. 一方で、幼稚園保育園とも無認可である「地域裁量型認定こども園」。幼保双方とも認可基準はありませんから、子どもの安全面で心配されます。市町村が認めれば設置できますが、藤枝市は「地域裁量型認定こども園」を将来進めていくのでしょうか。
6. 保育の必要性の認定、保育料の決定も国の基本指針が示されず不透明な事はありますが、市町村が事業計画の中で定める事になっています。保育の必要性と、保育料を藤枝市はどう決定するか伺います。
7. 放課後児童クラブは本年度から運営が地域の運営委員会から社会福祉協議会に移りました。公設公営にすべきと求めていたものとしては一歩前進と考えます。一方で新たな運営となる中で課題も出てきていると思いますが、どのような課題がありどう対処しているか伺います。
 |

（※　内容は詳細に記入してください）